

市役所からのお知らせ

幼児教育・保育の無償化 認定手続きを忘れずに

認可外保育施設、幼稚園などを利用（予定を含む）する場合、無償化の認定を受けるためには施設等利用給付認定手続きが必要です。

手続きが済んでいない場合は、速やかに施設または子育て支援課窓口で申請書類を受け取り、手続きを行ってください。

利用施設によって、手続きが異なるため、詳しくはホームページをご確認ください。

●問い合わせ先 子育て支援課



福祉タクシー利用券を 交付します

市では、在宅の重度障がい者の生活行動範囲を広げ、積極的に社会活動に参加してもらうために、タクシー利用券を交付しています。重度障がい者が小型タクシーに乗車するときに、初乗り料金相当を差し引いた額で利用できます。

●対象となる人

- ① 身体障害者手帳の障がいの種類と程度が次のいずれかの人
- ▽ 視覚障害の1級または2級
- ▽ 肢体不自由（上肢を除く）の1級または2級
- ▽ 心臓またはじん臓機能障害の1級
- ▽ 呼吸器機能障害の1級
- ▽ ぼうこうまたは直腸機能障害の1級
- ▽ 小腸機能障害の1級
- ▽ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の1級または2級
- ▽ 肝臓機能障害の1級または2級
- ▽ 肢体不自由（上肢を除く）または平衡機能障害の3級の人で総合等

- 級が1級または2級
- ② 療育手帳の程度がAの人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の程度が1級の人

※入院中、施設入所中の人は対象外です。

●交付受付

- ① 受付開始 3月24日(火)～
- ② 受付場所 生活福祉課 障がい者福祉担当
- ③ 必要なもの 障害者手帳

●タクシー利用券

- ① 有効期間 4月1日～令和3年3月31日
- ② タクシー利用券 48枚つづり。原則1カ月に4枚の利用につき、交付月によって枚数が異なります。
- ③ 利用できるタクシー会社 窓口でお尋ねください。
- ④ 利用方法 タクシー利用券を使用するときは、必ず障害者手帳を携帯し、乗務員から求められたときは提示してください。

※タクシー券の残りを持っている人は、持参してください。

●問い合わせ先 生活福祉課 障がい者福祉担当

手話を学ぼう 手話で話そう

令和2年度「手話奉仕員養成講座」受講生を募集します。

手話は「手や身体・表情」で表し、「目」で理解する「ことば」です。

入門編では「手話での自己紹介と簡単な会話」、基礎編では「日常的な会話」ができることを目指します。

●期間

- ▽ 入門編 5月12日～7月21日（毎週火・金曜日、計20回）
- ▽ 基礎編 8月4日～令和3年2月16日（毎週火曜日。3階は金曜日開催。計26回）

●時間 19時～21時

●場所 カミィリヤ2階視聴覚室

●対象 市民または市内の事業所に勤務している15歳以上の人（中学生は除く）

●定員 40人

●テキスト代 3300円

●申込方法 申込書を窓口またはFAXで提出。（申込書は市ホームページからもダウンロードできます）

●申込期限 4月15日(水)まで

●申し込み・問い合わせ先 生活福祉課 障がい者福祉担当 FAX(923)5230

5230

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

国民健康保険の加入届 脱退届はお早めに

国民健康保険（国保）は、不慮の病気やけがをしたときに、安心して病院などで受診できるように、日ごろから加入者でお金を出し合い、支え合う制度です。国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人を除く、全ての人が加入しなければなりません。

国保の加入・脱退の届け出は、どちらも14日以内に行ってください。（市では健康保険の変更を把握できません。皆さんからの届け出が必要です）



● 国保加入の手続き

「退職して職場の健康保険を脱退した」「職場の健康保険の扶養から外れた」という人は、国保加入の手続きが必要です。

▽届け出に必要なもの

・職場の健康保険の資格喪失証明書（元の勤め先または保険者で証明を受けてください）

・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）

・世帯主と国保に加入する人のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）

・委任状（別世帯の人が届け出する場合）

● 届け出が遅れると…

▽保険証がないと、その間の医療費は全額自己負担となります。

▽加入資格を得た時点までさかのぼって国民健康保険税を納める必要があります。

● 国保脱退の手続き

「就職して職場の健康保険に加入した」「職場の健康保険の扶養に入った」という人は、国保脱退の手続きが必要です。

▽届け出に必要なもの

・職場の健康保険の保険証（カード型の場合は全員分）

・国保の保険証

・世帯主と国保を脱退する人のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）

● 届け出が遅れると…

▽職場の健康保険などの資格を取得した日以降に、国保の保険証を使って受診した場合、市が負担した医療費を返還してもらう場合があります。

▽職場の健康保険などの保険料をきちんと支払っていても、国民健康保険税が課税されたままになります。

● 問い合わせ先 国保年金課 国保担当

「無許可」のごみ回収業者に 注意！

家庭から出るごみの収集運搬は、市の一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に依頼する必要があります。許可を持たない業者によるトラブルも環境省に報告されています。注意してください。

● 「無許可」の回収業者の特徴

「ご家庭のごみ、なんでも回収します」「格安回収します」とチラシ

やインターネットで宣伝したり、町中を巡回したりする場合があります。

● 「無許可」の回収業者によるトラブル

▽回収してもらった廃家電や粗大ごみが不法投棄された。

▽環境対策を行わずに処理し、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出してしまったり。

▽不適正な管理により、火災が発生した。

▽高額な処理料金を請求された。

● 家庭ごみの収集運搬ができる業者（許可業者）

▽筑紫美掃

▽クリーン筑紫野

▽筑紫野資源センター

※家庭ごみの出し方（家庭ごみの持ち出し日一覧表）や筑紫野市ホームページを参照してください。

● 環境省ホームページ（参考）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/ga.html>

● 問い合わせ先 環境課



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

市役所からのお知らせ

暖房器具の燃料を 使い切りましょう

冬の間、使用した暖房器具の片付けは済みましたか？片付ける前に整備・点検をして来シーズンに備えましょう。

また、長期間保管した燃料を使用すると、機器の故障や事故の原因となることがあります。早めに使い切りましょう。それでも使いきれずに余ってしまった燃料は、引き取りを行っているガソリンスタンドなど（※）に引き取ってもらいましょう。少量であれば、紙や布などにしみこませて可燃物の指定袋に入れてごみで出しましょう。

河川や土壌などに油や化学薬品などの汚染物質が流れ出てしまうと、少量であっても周辺の生活や生態系に大きな影響を与えることがあります。

※全てのガソリンスタンドなどで引き取りを行っているわけではありません。事前に確認しましょう。

●問い合わせ先 環境課

つくしちゃんの着ぐるみを 貸し出していただきます



筑紫野市のマスコットキャラクターつくしちゃんを、地域のイベントなどに登場させませんか？

市では、つくしちゃんの着ぐるみを無料で貸し出しています。子どもたちに人気者のつくしちゃんを、イベントの盛り上げ役としてぜひお役立てください。

貸出要件などの詳細は問い合わせください。詳細はホームページにも掲載しています。

●問い合わせ先 総務課



つくしちゃんピンバッジ
第2弾 総務課にて販売中！

●価格 300円

消費生活センターだより



消費生活センター相談専用電話

(923)1741

平日

● 9時～11時45分
● 13時～16時30分

若い世代に被害が多発中

アンケートに答えたら勝手に借金させられていた!?

大学や路上でアンケートに答えるアルバイトと称して声を掛けられ、バイト代の振込先を登録するため銀行口座や暗証番号などを伝えてしまったところ、アンケートで答えた個人情報と合わせて悪用され、勝手に消費者金融で借金をさせられていたというトラブルが大学生や専門学校生など若い世代を中心に多く発生しています。

悪用されていたとしても借金の名義人になってしまうため、身に覚えがない債務を背負うこととなります。たとえ報酬のためと言われてたとしても、見ず知らずの相手に暗証番号を

伝えたり、本人確認書類を渡したりすることのないよう注意をしてください。

